

第3節 文献からみた鰺沢文政大火

文政四年(1821)、御廻米御蔵を全焼せしめた大火事は、近世を通じて鰺沢河岸開闢以来最大の事件であった。その一連の出来事の模様は原田家文書(鰺沢町指定文化財)に詳細に残されている。本稿では、こうした文献から文政四年の鰺沢をみていくことで、大火の痕跡を残す遺物や遺構を取り巻く歴史的状況を整理した。

また、事件の推移を明らかにするため、鰺沢・黒沢・青柳の三つの河岸を「三河岸」として、年貢米を納めた百姓の組合である「郡中」、さらに代官所を中心とした「御役所」の三つに分割し、第6-3-1表に整理した。

1. 文政大火当日

文政四年「正月十六日夜半頃、壺町半(約163m)計り北ノ方家込の処六左衛門と申す者の薪小屋より出火いたし」、未曾有の大火が富士川舟運で賑わう鰺沢河岸を襲った(第6-3-1表No.1)。その際、「鈴木伝市郎様御手代前羽弥右衛門様、山本大膳様御手附渡辺藤二郎様」といった代官所の役人が、人足を召し連れて駆けつけ、それぞれ防火に当たった。

しかしながら、「藁屋根家続き折節北西風烈しくふき叩き候間に御蔵屋根へ火の子燃付」、「御廻米御蔵壺ヶ所御詰所そのほか残らず焼失、家数七十七軒類焼」する事態となった。大火前後に制作されたと考えられる海野公機氏所蔵の墨引籠絵図では、鰺沢白子地区七十軒が示されており、人家は御蔵から北へ向かって広がっている。よって七十七軒とは鰺沢御蔵北の白子地区であり、それらの家屋はほぼ全焼したものと推定される。三月の段階で鰺沢河岸には「七百拾弐軒、人別数三千四百八拾三人」の人々が住んでいたという記録があることから、この一晚で約十分の一の戸数が焼失した計算になる(表No.7)。焼失した御廻米御蔵を見分した前羽・渡辺の両役人の覚によれば、出火時点で御蔵には「詰米三千百九拾七俵但三斗六升入」の年貢米が搬入されていた(表No.2)。そのうち川下げのために「御蔵台ニ撰立」てていた分等、幸いにして焼け残った米は二千俵ほどであり、実に千俵以上もの年貢米が失われたのである。

2. その後の経過

この焼失した大量の御廻米の弁米(年貢米の弁償)は、御役所の吟味の結果、郡中⁽¹⁾に仰せ付けられた。甲斐は幕府直轄の「御料所」(天領)⁽²⁾であったことから、郡中と呼ばれる村落共同体が存在した。その「郡中」と鰺沢は御廻米(年貢米)を通じて密接なつながりを持っていた。富士川舟運の元河岸⁽³⁾であった鰺沢は、逸見筋・北山筋といった甲府御役所支配下の郡中の年貢米を預かり江戸へ回送する役割を担っており、その地域の年貢米の集積地としての役割を果たしていたのである⁽⁴⁾。その預けていた米を鰺沢の失火によって焼失したわけであったから、郡中としては憤懣やるかたないものがあつたであろう。

弁米を仰せ付けられた郡中は四月十八日、鰺沢へ一方的な要求を突きつけた(表No.8)。その内容は、「郡中入用(費用)ヲ以テ普請仕り来り候場所」も今後は鰺沢にて修復してくれるよう、また焼失米は鰺沢河岸にて弁米のこと、さらに「御蔵所」は「地窪殊に家居続にて非常之義案心仕らず」であるから「地所替」をしたいといったものである。それに対して鰺沢は、焼失米の弁米・普請費用の両方を鰺沢河岸にて負担することは、「困窮之村方」では出来兼ねるとし、さらに御廻米御蔵の移転は河岸の存続に関わるとして拒否した(表No.9)。

しばらくして、郡中は新御蔵の建設候補地として市川大門村押切の地を定め、御役所に「御蔵所地替之儀」に関する願書を提出した。一方、鰺沢側も「恐れながら書付を以て願ひ上げ奉り候」にて始まる嘆願書を提出して応戦、御役所を巻き込んだ訴訟合戦となった。

鰺沢では五月廿八日、この一件に「似寄候義」として、上州の小物成林三拾三町が全焼した一例を調べている。火元は脇村の者であったが、「右火元の村方にて木苗植仕るべく候様申し上げ候処、仰せ聞かされ候は、一躰手過⁽⁵⁾のことゆへ、その義に及ばずの旨、仰せ聞かされ候」と、この事件においては火元の村に原状回復義務はないとの結論であった(表No.15)。

これで火元である鰺沢が失火の責任を負うことはないとの確信を得たのだろうか。その翌日、鰺沢側が甲府代官所へ、「甲府へ江戸御伺い之無きに付、御催促罷り出」たことから、訴訟の舞台は代官所から江戸へと移ることとなる(表 No.16)。

代官所は主に江戸住まいであった代官を手附・手代といった配下が補佐する形で運営されていた。手代には、名主などの子弟で算術等に優れた者が採用された。鰺沢・黒沢・青柳の三河岸については、河岸御出役と呼ばれた手附・手代が甲府・市川・石和の各代官所より派遣され、河岸に集められた年貢米の梱包の審査や輸送事務の監督にあっている。代官所は江戸の勘定奉行の管轄下に属し、大火当時、文政四年の勘定奉行は長崎奉行・作事奉行等を歴任した遠山左衛門尉景晋であった。ちなみに、景晋は北町奉行遠山金四郎景元の父でもある。

九月廿日、江戸の勘定奉行所にて御白須お呼び出しがあり、鰺沢村役人および郡中惣代が勘定奉行遠山左衛門尉の裁きを受けている。御白須にて遠山左衛門尉は、「鰺沢河岸おおよそ二百年もあり来り、河岸場稼ぎて多人数栄え、容易に地替えと申す儀は成らざることとおれはおもふ」と鰺沢河岸の由緒と現状を認めた上で、郡中には「鰺沢御蔵当春類焼は天災の事」として「よくよく勘弁いた」せと申し聞かせたのである(表 No.30)。

文政大火を巡る争点は三つあった。まず、火事で損害を受けた鰺沢河岸御蔵普請費用をどちらで負担するかというもの。二つ目には、火事で焼失した年貢米の弁償はどちらで行うのかというもの。さらに、再建する御蔵の場所をどこにするか、といったものである。この裁決によって、一、御蔵普請の費用については瓦屋根分を除き郡中が、しかし再度火事があった場合には鰺沢が全額負担すること、二、焼失した年貢米の弁米については郡中側で引き受けること、三、御蔵地替の件についても鰺沢側で御蔵周辺の「家居畑地」を防火のためにとりのけることで決定した。

まとめ

鰺沢を襲った大火は、七十七軒の人家および江戸へ輸送する年貢米を納めた御廻米御蔵を焼き払った。そのため、御廻米の焼失によって年貢の弁米を仰せ付けられた郡中は再度の火事を恐れ、御廻米御蔵を市川大門村押切の地に移転することを代官所に要望した。しかしながら、鰺沢にとって御廻米御蔵の移転は河岸の存亡自体に関わる大事件であり、到底受け入れられないものであった。その後鰺沢と郡中の争訟は数ヶ月にわたって続き、江戸の勘定奉行所まで巻き込んでようやく着落をみることとなったのである。

河岸移転騒動が甲州一国に留まらずに江戸の勘定奉行の裁定を仰がねばならないほどの大事件となったことは、近世甲州において鰺沢河岸が富士川舟運の元河岸として、さらには江戸廻米輸送の一大拠点として如何に重要であったかを表しているといえる。

(芦澤昌弘)

註

- (1) 二十ないし三十ヶ村からなる組合村ごとに名主・長百姓のうちから選任された、郡中惣代による合議制の機関であり、近世後期の甲斐における職務は主に御廻米御用であった。
- (2) 享保九年(1724)の柳沢吉里の大和郡山転封以来、甲斐は天領となり、甲府・上飯田・石和の三部代官の支配下に置かれた。明和年間に上飯田陣屋が廃され、市川がそれに加わった。
- (3) 元河岸とは、江戸廻米の出発点である鰺沢・黒沢・青柳の三つの河岸を示す。
- (4) 富士川舟運の元河岸であった鰺沢村では、御廻米問屋が年貢米輸送を取り仕切っていた。鰺沢の御廻米問屋は年番制であり、青柳・黒沢のように世襲制ではなかった。そのため、年貢米輸送に関わる特権、塩その他の商用物資を輸送するという特権もまた、問屋に集中することなく村全体の利益としていた様子が伺える。御廻米取締役は鰺沢河岸にのみ置かれた役職であり、その職務については不明であるが、代々青柳喜平次家の世襲であった。取締役が鰺沢河岸のみに設置されたことについて、青山靖(1996)は年番問屋制に代表される鰺沢河岸の特殊性に原因があるのではないかとしている。
- (5) 「手過」(過失)の事件についての判例を調べたものと思われる。「此度之出火全ク手過天災トハ申御蔵始メ大切之御米迄焼失仕候ニ付」(青山靖 1959)

引用文献

久留島浩(2000)「代官支配を支える郡中惣代」、『山梨県史』、資料編 11 近世 4、980-992

第 6-3-1 表 文政大火関係整理表

No.	年月日	三河岸	郡中	御役所	原典（資料名）	原典（筆者）	出典
1	文政四年正月十六日夜	御蔵より寺町ばかり北、百姓六左衛門薪小屋より出火。御廻米御蔵ヶ所、御詰所、其の外共残らず焼失、家数七十七軒類焼。			「御米蔵焼失二関スル諸事件留メ」	原田弥市右衛門	『猷沢町誌』1959「富士川水運史資料」P892、901
2	正月			御出役手附手代、渡辺・前羽の消火活動及び見分。	「渡辺藤二郎様・前羽弥右衛門様御見分覚」	渡辺藤二郎・前羽弥右衛門	『猷沢町誌』1959「富士川水運史資料」P835-964
3	正月			御定書「一、御番所火之用心随分大切に念を入れるべし 若近辺火事有之時分は……」		市川御代官所 林金五郎	『猷沢町誌』1959「十島口留番所考」P415-524
4			市川大門村では押切への御廻米御蔵の移転を引き請ける旨決定。		「御廻米河岸場引請儀定書」		『市川大門町所蔵村治関係古文書』P15
5	二月				「甲州村々去辰御廻米之内焼俵取計方何書」	山本大膳・鈴木伝市郎	『猷沢町誌』1959「富士川水運史資料」P269
6	三月			御支配御役所による出火の御吟味。焼失した年貢米の代納「弁米」は郡中へ。	「御米蔵焼失二関スル諸事件留メ」	原田弥市右衛門	『猷沢町誌』1959「富士川水運史資料」P901-908
7	三月	「覚」家数七百拾貳軒 人別数三千四百八拾三人			「書物 控」	原田弥市右衛門	『猷沢町誌』1959「富士川水運史資料」P889
8	四月十八日		郡中惣代蔵原村四良兵衛、樋口村源兵衛、上津金村兵左衛門の三人が猷沢村へと權り越し村役人達と談判。この度焼失した年貢米は猷沢河岸にて納めること、今後郡中は普請費用を一切出さないこと、さらに御蔵の移転を申し入れる。		「御米蔵焼失二関スル諸事件留メ」	原田弥市右衛門	『猷沢町誌』1959「富士川水運史資料」P901-908
9	四月十八日	焼失米の弁米・普請費用の両方を猷沢河岸にて負担することは、「困窮之村方」では出来兼ねるとし、さらに御廻米御蔵の移転は猷沢河岸の存続に関わるとして拒否。					『猷沢町誌』1959「富士川水運史資料」P835-964
10	四月		郡中惣代より御役所へ「御蔵所地替之儀」に関する願書差し上げ。				『猷沢町誌』1959「富士川水運史資料」P835-964
11	四月	猷沢村役人及び河岸場諸役人が御蔵所地替の候補地として「最寄村々之内河岸場引請可申越々々内談相整いたり」との風評を耳にする。					『猷沢町誌』1959「富士川水運史資料」P835-964
12	四月	「乍恐以書付奉願上候」（猷沢河岸→甲府代官所・市川代官所）猷沢河岸問屋弥市衛門、名主長蔵、長百姓六兵衛、次左衛門、百姓代園右衛門、茂兵衛、夫錢方弥平太、清左衛門、御廻米取締役喜平次の連名をもって、甲府代官所と市川代官所へ嘆願書を提出。			「御米蔵焼失二関スル諸事件留メ」	原田弥市右衛門	『猷沢町誌』1959「富士川水運史資料」P901
13	五月		郡中惣代が「乍恐以書付奉願上候」嘆願書を提出。				『山梨県史』資料編 11 近世 5 在方II P356-361

No.	年月日	三河岸	郡中	御役所	原典（資料名）	原典（筆者）	出典
14	五月廿日	「乍恐書付ヲ以御答奉申上候」(→甲府代官所) 郡中惣代の提出した書状に対しての嘆願書の提出。			「書物 控」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P885
15	五月廿八日	「五月廿八日 江戸状写」石川様にて御吟味。上州小物成林焼失の例を調べ、焼失時の対応を吟味。			「書物 控」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P886
16	五月廿九日	「甲府へ江戸御伺無之二付御催促罷出」甲府代官所より江戸の勘定奉行所へとりなしていただけるよう催促。			「書物 控」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P886
17	六月廿五日			(市川御役所→鯉沢役人) 河岸御蔵の「年曆等委細取調書付」を明くる廿六日朝六つ時差し出すよう申し付け。	「書物 控」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P835-964
18	六月	「御尋ニ付書付を以奉申上候」(鯉沢河岸→市川代官所) 河岸の由来を書いた書付を提出。			「書物 控」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P887
19	七月	「乍恐書付を以奉願上候」(鯉沢河岸→甲府代官所) 「四拾間余民家を相離罷在候処類焼に付、～是迄有来候御場より南ノ方江六拾七間余引地仕候へ者家居相離候事凡式町余にも相成候得者」御米蔵を人家より式町南へ離すことを提案。			「書物 控」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P888
20	八月四日	御廻米取締役青柳喜平治出府「河岸一件郷宿 江戸橋本町附木田 中田屋八左衛門宅」			「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P835-964
21	八月十二日			奥野与六様御見分	「書物 控」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P835-964
22	八月十六日	朝甲府より六兵衛殿弥平太殿吉兵衛殿三人江戸かき込み(芦沢六兵衛・原弥平太・雨宮与八)「河岸一件郷宿 江戸橋本町附木田 中田屋八左衛門宅」			「書物 控」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P835-964
23	八月廿七・八日		郡中惣代、御奉行所より御呼び出しにつき、正徳寺村六郎左衛門、上津村次郎左衛門、中橋村源兵衛の三人が立出。		「書物 控」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P835-964
24	八月	「乍恐書付ヲ以テ奉願上候」市川代官所へ「何卒格別之御沙汰を以て……」と嘆願書を提出し、甲府代官所にとりなしていただけるよう嘆願。			「御米蔵焼失ニ関スル諸事件留書」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P903-905
25	八月		「乍恐書付ヲ奉願上候」(郡中村々惣代→甲府御役所) 甲府代官所へ嘆願書を提出。				『山梨県史』資料編11
26	八月	「乍恐以書付奉願上候」(鯉沢河岸→甲府代官所) 郡中惣代の言い分の如く、火災に備え御蔵を民家より四町離れた位置に建設した場合、村内の半分余りもの多数の家を取りのぞくことになり鯉沢河岸としては到底承知出来兼ね遂に破談。			「書物 控」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P835-964
27	九月四日	名主依田長蔵出府「河岸一件郷宿 江戸橋本町附木田 中田屋八左衛門宅」			「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P835-964

No.	年月日	三河岸	郡中	御役所	原典（資料名）	原典（筆者）	出典
28	九月十六日	「乍恐以書付奉申候」（鯉沢河岸→甲府代官所）郡中惣代は青柳河岸の戸川尻へ仮小屋を建て年貢米を納めるとしているが、湿気が多いため今までどおり鯉沢へ御米蔵を建てるよう書状を提出。			「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P890-891
29	九月	「御尋ニ付書付を以奉申上候」（青柳河岸→市川代官所）鯉沢御蔵場で御廻米津出しは難しいが、当御蔵場は「地窪」であり仮小屋等を建てても米が痛むので、鯉沢河岸へ津出し御願ひ。			「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P891
30	九月廿日			「御白須御呼出し」（勘定奉行遠山左衛門尉景晋→郡中惣代・鯉沢村役人）市川大門村への移転につき、鯉沢御蔵は二百年の歴史とそれに伴う人口もあることから容易に動かしがたいと「おれいおもふ」、その方もも宜しく勘弁いたせ、と。	「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P892
31	九月廿五日		郡中惣代から黒沢河岸一件願書を勘定奉行遠山左衛門尉へ差上。		「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P835-964
32	九月廿六日	青柳河岸では「御米引請難し」であるから、代官所を通して黒沢河岸へ鯉沢河岸分津出しを引き受けるよう要請につき三河岸黒沢へ三村寄合。		遠山左衛門尉、郡中惣代呼び出し小野田御役所（甲府代官所）へ引渡すの旨。	「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P891
33	十月三日	「書付」鯉沢役人へ御用に付き、甲府代官所へ罷り出。			「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P894
34	十月十四日	仮小屋の件について御支配築土下屋敷へまかり出で、遠山様へ願書を提出。			「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P894
35	十月廿日			江戸御吟味之有り	「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P835-964
36	十月廿五日		「郡中御籠訴致ス」郡中惣代が老中水野出羽守様へ籠訴、ご理解されるも尚また小野田様御役所へお引渡しとのこと。		「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P894
37	十月廿七日	「御尋ニ付以書付奉申上候」（黒沢河岸→市川代官所）青柳河岸では当巳年の御廻米を引き受け兼ねるので、寄合の結果、これまでどおり鯉沢へ津出しし、容量を超えた場合は黒沢河岸で引き受ける旨願上。			「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P893
38	十月廿九日			江戸御吟味之有り	「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P835-964
39	十一月四日			（遠山左衛門尉様→御懸り）小島勇助・正田周平様 御吟味を九日まで延長、先達て差し上げた願書についてはお聞き届けくださるとのこと、よって願書を取り下げ帰村するよう仰付。	「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯉沢町誌』1959「富士川水運史資料」P895

No.	年月日	三河岸	郡中	御役所	原典（資料名）	原典（筆者）	出典
40	十一月九日			江戸御吟味之有り	「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯰沢町誌』 1959「富士川 水運史資料」 P895
41	十一月十日	(鯰沢河岸→遠山左衛門尉) 御奉行様へまかり出で破談相届を差し出し。			「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯰沢町誌』 1959「富士川 水運史資料」 P835-964
42	十一月十三日			(遠山左衛門尉様→鯰沢村役人)「御利解被仰渡候」	「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯰沢町誌』 1959「富士川 水運史資料」 P895
43	十一月十四・十五日	「やげん掘しからき屋」にて寄合、郡中は黒沢河岸へ当寒一か年とあるのを御詰所を修復するまでの十か年とするよう提案するも、破談。	「やげん掘しからき屋」にて寄合、郡中は黒沢河岸へ当寒一か年とあるのを御詰所を修復するまでの十か年とするよう提案するも、破談。		「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯰沢町誌』 1959「富士川 水運史資料」 P895
44	十一月十六日	破談につき、書付を御奉行所へ提出。			「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯰沢町誌』 1959「富士川 水運史資料」 P895
45	十一月二十九日			江戸御吟味之有り	「諸事書物」		『鯰沢町誌』 1959「富士川 水運史資料」 P835-964
46	十二月三日	(鯰沢河岸→御勘定御組頭吉見義助様)「覚 御奉行様へ十二月三日 書上写」 鯰沢周辺絵図を添え提出。「御蔵台北東角ヨリ和市宅迄六十間、御蔵台同矢来ヨリ定八宅まで四十五間、同表門ヨリ次郎左衛門石垣迄二十二間、同表門ヨリ南川南縁迄貳町、中壱門之儀ハ朱印之通り、表門角より安兵衛裏まで二十二間半。」		(御勘定御組頭吉見義助様→鯰沢・郡中) 弥一右衛門太右衛門文三郎願書退け、郡中惣代へは御蔵場御由緒あり、外に仮小屋建てるにおよばず、火災の件は家居畑地の分を十二軒もとのけ内談にいたせ、と。郡中惣代は御見分を願ひ申し上げず。	「諸事書物」	原田弥市右衛門	『鯰沢町誌』 1959「富士川 水運史資料」 P895-896
47	十二月廿日	甲府代官所・郡中惣代・鯰沢村代表の連名による「差上申一札之事」を御奉行所へ提出。御蔵より北へ貳町東へ壹町までの次郎左衛門屋敷請地以外の畑地に建っている家を取り払うことに決まった。(丈左衛門・太吉※・久兵衛・定八)	郡中惣代と鯰沢村代表の連名による「差上申一札之事」を御奉行所へ提出。		「御米蔵焼失ニ関スル諸事書物留」	原田弥市右衛門	『鯰沢町誌』 1959「富士川 水運史資料」 P905-906
48	十二月	郡中惣代と鯰沢村代表の連名による「差上申一札之事」	郡中惣代と鯰沢村代表の連名による「差上申一札之事」		「甲州文庫」		『山梨県史』 資料編 11 近世 4 在方II
49	十二月廿日	同上	同上				『武川村誌』
50	十二月	同上	同上				明野村高相家所有文書
51	十二月廿八日			(江戸 古郡勝之丞・野山新之進→鯰沢村役人中) 御米蔵は焼け跡場所へ仮小屋でも本建でも、早々とりかかり建造すること 正月三日・四日には検分いづくので心得るべきこと。	「書付 御用」	原田弥市右衛門	『鯰沢町誌』 1959「富士川 水運史資料」 P908

※表註：はまご同内容の文書が、甲州文庫・武川村・明野村高相家所有文書に残されている。これらでは「太吉」ではなく「直吉」となっている。